

## 社団法人 日本病院会役員報酬規程

### (目的)

第1条 社団法人 日本病院会（以下「病院会」という。）の役員報酬については、この規程の定めるところによる。

### (役員報酬の定義)

第2条 この規程における役員報酬とは、病院会が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払う報酬をいう。

### (役員報酬)

第3条 役員報酬は、原則として無報酬とする。ただし、役員が次のとおり勤務するときは、次の報酬を支払う。

#### (1) 常勤のとき

会長	年俸	12,000,000円
	月額	1,000,000円

#### (2) 週三日勤務のとき

会長	年俸	7,200,000円
	月額	600,000円

### (通勤手当)

第4条 通勤手当は、病院会給与規程に準じて支払う。ただし、週三日勤務のときは、実費相当額を支払う。

### (支給日及び支払い方法)

第5条 役員報酬の支給日は、病院会給与規程に準じて支払う。

### (施行細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は会長が別に定める。

### (附 則)

この規程は、平成22年5月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

※役員に対する退職金の支給はありません。